

高齢者等 新型コロナウイルス感染症予防接種の説明

新型コロナウイルス感染症の予防接種を実施するに当たって、健康状態をよく把握する必要があります。

この説明書をお読みいただき、予診票にできるだけ詳しくご記入ください。

- 接種対象者（接種を希望する、次のいずれかに該当される方）※年齢は接種時点
 - ・ 65歳以上の市民
 - ・ 60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器または、免疫機能に障がいがあり身体障害者手帳1級を有する市民
- 接種回数及び接種期間
 - ・ 助成を受けられる接種回数 1回
 - ・ 接種期間 令和6年10月1日～令和7年2月28日
- 接種の自己負担額
2,100円（対象者のうち生活保護受給者の方は無料です。）
- 令和6年4月以降に任意で新型コロナウイルス感染症の予防接種を受けた方へ
コロナワクチンは、ワクチンごとに前回接種からの接種間隔が異なります。
6カ月以内に接種された方は、接種医療機関へご相談ください。
※ 新型コロナウイルス感染症は、令和6年度から定期接種として予防接種を「毎年度秋冬に1回行うこと」と定められました。

1 新型コロナウイルス感染症とは

新型コロナウイルス感染症は、主に咳やくしゃみ等の飛沫感染が中心で、閉鎖空間でのエアロゾル感染や接触感染もあります。呼吸器感染症のため、症状は発熱、咽頭痛、咳などが中心です。高齢者及び基礎疾患のある場合は重症化するリスクが高いといわれています。

2 新型コロナウイルス感染症予防接種の有効性

ワクチン接種には、発症と重症化を予防する効果があります。既に感染された方であっても再感染する可能性はありますが、ワクチン接種による追加の発症予防効果が得られます。

3 新型コロナウイルス感染症予防接種を受けるにあたって

予防接種法に基づく高齢者を対象とした新型コロナウイルス感染症予防接種は、法律上の義務はなく、本人が自らの意思で接種を希望する場合にのみ接種を受けることができます。

予診票には、「新型コロナウイルス感染症予防接種希望書」の欄があり、本人の署名が必要です（代筆可）。接種を受ける本人の正確な意思確認が難しい場合には、家族等から本人の接種意思を確認することは認められていますが、自らの意思で接種を希望していることを確認する必要があります。最終的に本人の接種意思が確認できなかった場合、予防接種法に基づく接種とならないため、助成の対象にはなりません。※特例臨時接種（無料）とは異なり、努力義務ではありません。

裏面も必ずお読みください。

4 予防接種を受けることができない人

- ① 接種当日、明らかに発熱のある人（一般的に、体温が37.5℃を超える場合）
- ② 重篤な急性疾患にかかっている人
- ③ 予防接種の接種液の成分に対しアナフィラキシーなど重度の過敏症※の既往歴のある人
※ アナフィラキシーや全身性の皮膚・粘膜症状、喘鳴、呼吸困難、頻脈、血圧低下等、アナフィラキシーを疑わせる複数の症状
- ④ その他、医師から予防接種を行うことが不適当な状態と判断された人

5 接種前に医師に相談が必要な人

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患などの基礎疾患のある人
- ② 過去の予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた人及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある人
- ③ 過去にひきつけ（けいれん）を起こしたことがある人
- ④ 過去に本人や近親者に免疫状態の異常を指摘されたことのある人
- ⑤ 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈する恐れのある人
- ⑥ 抗凝固療法を受けている人、血小板減少症または凝固障害のある人

6 予防接種を受けた後の注意

- ① 予防接種を受けた後30分間は、急な副反応が起こることがありますので、医師（医療機関）とすぐに連絡が取れるようにしておきましょう。
- ② 接種当日の入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすことはやめましょう。
- ③ 接種当日は、接種部位を清潔に保ち、激しい運動や多量の飲酒は避けましょう。
- ④ 高熱やけいれん等の異常な症状が出た場合は、速やかに医師の診察を受けてください。

7 新型コロナウイルス感染症予防接種の副反応

主な副反応として、注射した部位の痛み、疲労、頭痛、筋肉や関節の痛み、寒気、下痢、発熱等がみられることがあります。ほとんどが接種後数日以内に回復しています。

まれに重い副反応として、アナフィラキシーが報告されています。また、ごくまれですが、心筋炎や心膜炎を疑う事例も報告されています。接種後数日の間に胸痛、息切れ、ぐったりする等の症状があった場合は医療機関の受診が必要です。

8 予防接種健康被害救済制度

定期の予防接種による副反応のために、医療機関で治療が必要な場合や生活が不自由になった場合（健康被害）は、法律に定められた救済制度（健康被害救済制度）がありますので、ご相談ください。（制度を利用するためには、一定の条件があります。）

9 お問い合わせ先

日置市市民福祉部健康保険課保健予防係 電話 099-248-9421

----- ✂ 切り取り ✂ -----

● 新型コロナウイルス感染症予防接種済証

(本人記入欄)

住所	日置市		
氏名			
生年月日	大正・昭和	年	月 日

(医療機関記入欄)

医療機関名	
接種日	
ロット番号	